

公告

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則（調）第8号）に基づき下記のとおり公告します。

2025年11月12日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公告件名：全世界（広域）開発途上国の原子力発電導入にかかる情報収集・確認調査（国内業務）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））
2. 競争に付する事項：入札説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：入札説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. 技術提案書及び入札書等の提出：
入札説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. 開札日時及び場所：
入札説明書第1章9. のとおり
7. その他：入札説明書のとおり

入札説明書

【一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型）】

業務名称：全世界（広域）開発途上国の原子力発電導入にかかる情報収集・確認調査（国内業務）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

調達管理番号：25a00584

【内容構成】

第1章 入札の手続き

第2章 特記仕様書

第3章 技術提案書作成要領

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下、JICA という）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出する技術提案書に基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する入札書に記載された入札金額に基づいた価格評価点との総合点により落札者を決定することにより、JICA にとって最も有利な契約相手方を選定する入札方式を採用します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係る技術提案書及び入札書の提出を求めます。

2024 年 10 月版となりますので、変更点にご注意ください。

2025 年 11 月 12 日

独立行政法人国際協力機構

国際協力調達部

第1章 入札の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界（広域）開発途上国の原子力発電導入にかかる情報収集・確認調査（国内業務）（一般競争入札（総合評価落札方式 - ランプサム型））

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書」のとおり

(3) 適用される契約約款：

「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、契約書では消費税を加算します。（全費目課税）¹

(4) 契約履行期間（予定）：2026年1月から2026年6月

先方政府側の都合等により、本入札説明書に記載の業務スケジュール等を変更する必要が生じる場合には、必要な調整を行います。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型契約

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

(6) 部分払の設定²

本契約については、1会計年度に1回部分払いを設定します。具体的な部分払の時期は、契約締結時に確認しますが、以下を想定します。

1) 2025年度末（2026年2月頃）

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

国際協力調達部 契約推進第一課/第二課

電子メール宛先：outm1@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	日程
1	資料ダウンロード期限	2025 年 11 月 18 日まで
2	入札説明書に対する質問	2025 年 11 月 18 日 12 時まで
3	質問への回答	2025 年 11 月 21 日まで
4	入札書（電子入札システムへ送信）、別見積書・技術提案書の提出日	2025 年 11 月 28 日 12 時まで
5	技術提案書の審査結果の連絡	入札執行の日時の 2 営業日前まで
6	入札執行の日時（入札会）	2025 年 12 月 11 日 11 時
7	技術評価説明の申込日（落札者を除く）	入札会の日翌日から起算して 7 営業日まで （申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM ） ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

特定の排除者はありません。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定

する競争参加資格要件のうち、１）全省庁統一資格、及び２）日本登記法人は求めません（契約締結までに、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、技術提案書に添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表印または社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け 国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」に示される手順に則り各自ダウンロードしてください。

https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf

提供資料：

- ・ 第 3 章 技術提案書作成要領に記載の配付資料

5. 入札説明書に対する質問

（１）質問提出期限

１）提出期限：上記 2.（３）日程参照

２）提出先：<https://forms.office.com/r/7b1wZkPE6E>

注 1）公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしています。

（２）質問への回答

１）上記 2.（３）日程の期日までに以下の JICA ウェブサイト上に掲示します。
（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

２）回答書によって、仕様・数量等が変更されることがありますので、本件競争参加希望者は質問提出の有無にかかわらず回答を必ずご確認ください。入札金額は回答による変更を反映したものとして取り扱います。

（３）説明書の変更

競争参加予定者からの質問を受けて、又は JICA の判断により、入札説明書の内容を変更する場合があります。変更は、遅くとも入札書提出期限の 2 営業日前までに JICA ホームページ上に行います。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

変更の内容によっては、当該変更内容を提出される入札書に反映するための期間を確保するため、入札書提出期限を延期する場合があります。

6. 入札書・技術提案書の提出

(1) 提出期限：上記2.(3) 日程参照

(2) 提出方法：

国際キャリア総合情報サイト PARTNER を通じて行います。

(<https://partner.jica.go.jp/>)

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「コンサルタント等契約の応募者向け

国際キャリア総合情報サイト PARTNER 操作マニュアル」をご参照ください

(https://partner.jica.go.jp/Contents/pdf/JICAPARTNER_%E6%93%8D%E4%BD%9C%E3%83%9E%E3%83%8B%E3%83%A5%E3%82%A2%E3%83%AB_%E6%A5%AD%E5%8B%99%E5%AE%9F%E6%96%BD%E5%A5%91%E7%B4%84.pdf)

ただし、入札書は電子入札システムを使用して行います。

1) 技術提案書

① 技術提案書の提出方法は、電子データ（PDF）での提出とします。

② 技術提案書はパスワードを付けずに格納ください。

2) 入札書（入札価格）

① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額（消費税は除きます。）を、上記2.(3) 日程の提出期限日までに電子入札システムにより送信してください。

② 上記①による競争参加者の入札価格により価格点を算出し、総合点を算出して得られた入札会の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより行います。

3) 別見積

別見積書はパスワードを設定した PDF ファイルとして格納してください。ファイル名は「24a00123_〇〇株式会社_見積書（または別見積書）」としてください。なお、パスワードは、JICA 国際協力調達部からの連絡を受けてから e-koji@jica.go.jp へ送付願います。

(3) 提出先

国際キャリア総合情報サイト PARTNER (<https://partner.jica.go.jp/>)

(ただし、パスワードを除く)

(4) 提出書類

1) 技術提案書・別見積書

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については、電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 技術提案書の審査結果の連絡

技術提案書は、JICAにおいて技術審査し、技術提案書を提出した全者に対し、入札会の2営業日前までに、電子メールにて結果を連絡します。期日までに結果が通知されない場合は、上記2. 選定手続き窓口にお問い合わせ下さい。入札会には、技術提案書の審査に合格した者しか参加できません。また、技術提案書が不合格であった競争参加者の入札書（電子データ）は、JICAにて責任をもって削除します。

8. 入札書

(1) 入札価格の評価は、「第2章 特記仕様書」に規定する業務実施に対する総価（円）（消費税抜き）をもって行います。電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。また、電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

(2) 競争参加者は、一旦提出した入札書を引換、変更又は取消することが出来ません。

(3) 競争参加者は、入札説明書に記載されている全ての事項を了承のうえ入札書を提出したものとみなします。

(4) 入札保証金は免除します。

(5) 入札（書）の無効

次の各号のいずれに該当する入札は無効とします。

1) 競争に参加する資格を有しない者のした入札

2) 入札書の提出期限後に到着した入札

3) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札

4) 明らかに連合によると認められる入札

5) 同一競争参加者による複数の入札

6) 条件が付されている入札

7) 定額計上を入札金額に含める指示がある場合、入札金額内訳書にて異なる

金額が計上された入札

8) その他入札に関する条件に違反した入札

9. 入札執行の日時、手順等

(1) 日時：上記2. (3) 日程参照

(2) 入札会の手順

1) 開札方法：本案件では電子入札システムにて開札を行います。

2) 再入札：全ての入札価格が予定価格を超えた場合（以下「不落」という。）には、再入札を実施します。詳細は下記（3）のとおりです。

3) 入札途中での辞退：

「不落」の結果に伴い、入札会開催中に再入札を辞退する場合は、再入札の日時までに電子入札システムから辞退届を必ず提出（送信）してください。³

(3) 再入札の実施

すべての入札参加者の応札額が機構の定める予定価格を超えた場合（不落）は、再入札を実施します。落札者が決定するまで、再入札は2回まで実施します。

機構にて再入札の日時を決定したうえで、電子入札システムから「再入札実施通知書」が発行されます。本通知書に記載の入札期限までに、所定の方法により電子入札システムへ再入札価格を送信してください。

(4) 入札者の失格

入札会において、入札執行者による入札の執行を妨害した者、その他入札執行者の指示に従わなかった者は失格とします。

(5) 入札会の終了

3回の入札でも落札者が決まらない場合、入札会を終了します。落札者が決まらずに入札会が終了した場合、競争参加者を対象に、（不落）随意契約の交渉をお願いする場合があります。

10. 落札者の決定方法

(1) 評価方式と配点

技術評価と価格評価を加算する総合評価落札方式とします。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、配点を技術評価点70点、価格

³ この辞退届を送信しないと、辞退扱いになりません。

評価点 30 点とします。

(2) 技術評価の方法

「第3章 技術提案書作成要領」の別紙「技術提案書評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」

(3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以下を四捨五入し小数点第二位まで算出）。具体的には以下の算定式により、計算します。

① 価格評価点：最低見積価格＝100点

② 価格評価点：（最低見積価格／それ以外の者の価格）×100点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が予定価格の80%未満の見積額を提案した場合は、予定価格の80%を見積額とみなして価格点を算出します。

なお、予定価格の80%を下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点＝100点

それ以外の見積額（N）：価格評価点＝（予定価格×0.8/N）×100点

* 最も安価ではない見積額でも予定価格の80%未満の場合は、予定価格の80%をNとして計算します。

予定価格を上回る入札金額（応札額）については、失格とします。

(4) 総合評価の方法

技術評価点（加点分を含む）と価格評価点 70：30 の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

（総合評価点）＝（技術評価点）× 0.7＋（価格評価点）×0.3

(5) 落札者の決定方法

以下のすべての要件を満たしたものを落札者とします。なお、落札となるべき総合評価点の者が2者以上あるときは、技術評価点が最も高いものを落札者とします。さらにこの場合、技術評価点が最も高いものが2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- 1) 技術評価点が入札説明書において明示する基準点を下回らないこと
- 2) 入札価格が機構により作成された予定価格の制限の範囲内であること
- 3) 当該競争参加者の総合評価点が高いこと

1 1. 契約書作成及び締結

- (1) 落札者から、入札金額内訳書を提出いただきます。
- (2) 速やかに契約書を作成し締結します。
- (3) 契約書附属書Ⅲ「契約金額内訳書」については、入札金額内訳書に基づき、設定します。

1 2. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと思います。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

第2章 特記仕様書

本特記仕様書に記述されている「脚注」及び別紙の「技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者が技術提案書を作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。また、契約締結に際しては、技術提案書の内容を適切に反映するため、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 調査の背景・経緯

JICA 社会基盤部は、国内外の様々なパートナーと共に、脱炭素（人間の安全保障）と安価なエネルギーの安定供給（経済成長）の両立を目指している。目標達成に向け、特に①エネルギーtransition政策・計画の策定及び実施、②途上国との次世代脱炭素技術の共創と革新、③域内協力を基調とするエネルギーtransitionのためのパワープール促進、④これらに必要となる鉱物資源のサプライチェーン強化・構築に向けた取り組みに注力している。これら取り組みを進め行く上で、昨今、二酸化炭素を排出せず安定的な電力供給が期待できる原子力の利用が注目を集めている。

わずかなウラン燃料から膨大なエネルギーが取り出せる原子力発電技術は、有望な安定的なエネルギー供給源として、1950年代から米ソ両陣営が研究開発と発電所建設を進めてきた。2000年代以降は、ベトナムをはじめとする G7 諸国以外の中低所得国でも、技術導入の機運が高まってきたものの、2011年の福島第一原子力発電所事故の影響で検討を中断する国が相次いだ。しかし昨今、気候変動への関心が高まる中、低炭素かつ安定的な電力供給が行える電源として、発電時に二酸化炭素を排出しない原子力発電への関心が再び高まってきている。2023年の第28回気候変動枠組み条約締結国会議では、世界が今後推進していくゼロエミッション電源として原子力が明記された。実際、英国政府は原子力を「信頼性が高く、大規模発電が実証された唯一の低炭素電源」と位置づけ、小型モジュール炉（SMR）や高温ガス炉（日本と共同開発）の開発を推進している。また、再生可能エネルギー開発ポテンシャルが比較的限定されるものの、大きな人口及び経済成長が期待される東南アジア諸国をはじめとする開発途上国でも原子力発電の導入検討が再開され、米、露、仏などの原発技術先進諸国が支援の動きを見せている。

同時に、原子力の安全性向上を目指し、新たな安全メカニズムを組み込んだ次世代革新炉技術の開発も進んでいる。特に、SMR は、小型で低出力であるため、万が一、外部からの制御が出来ない場合にも、自然の力で炉心を冷却・停止させることが可能

であるほか、原子炉を工場で製造し現地に輸送することから、建設工事が小規模で済み、開発途上国でも普及が可能であると考えられている。

他方で、社会・経済制度や科学技術の発展段階において、先進国と大きな乖離がある開発途上国における原子力発電の導入には、その基盤となる、法制度・規則、人材育成、社会受容性の涵養等を実施する必要があると考えられる。特に、「原子力の平和利用に関する基本原則の理解」「使用済み核燃料や放射性廃棄物の処理（バックエンド）等も考慮した長期的視点での導入検討」「技術開発が進む新型原子炉技術とそこで生じる技術・経済的な変化についての正確な情報」などの点を政策決定者に助言可能な高度専門家の育成が急務であると考えられる。

本調査は、こうした背景を踏まえ、開発途上国で議論が進む原子力発電導入にむけた動きに対し、その基盤整備に対する我が国の大学・研究機関や民間連携を含めたJICAの技術協力の方向性を検討するため、関連情報を収集・整理の上、支援についての有効なアプローチの提言を行うことを目的に実施する。

なお、原子力利用は重大事故時の影響が甚大であり、安全が第一であることは言うまでもなく、どの途上国にでも実装できるものではない。こうした考えに基づきJICA社会基盤部は協力の方向性や重点国を検討するにあたり、有識者委員会を設置し、本調査も同委員会への諮問や助言の反映を行う。

第2条 調査の目的と範囲

開発途上国における原子力発電技術の導入状況及び環境について、JICAの技術協力の方向性を検討するため、関連情報を収集・整理の上、支援についての有効なアプローチの提言を行うことを目的に実施する。現地調査は実施せず、国内におけるデスクトップリサーチや国内の関係先に対する面談調査を行う。

第3条 調査実施の留意事項

（1）調査対象国の考え方

調査対象国は、インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン、インド、バングラデシュ、エジプト、南アフリカ、トルコとするが、既に初号機を導入ないし建設中の国と、現在導入検討中の国とは、JICAの協力の内容が異なることが想定されることから、報告書での情報の取りまとめ方に留意する。また、JICAが現在、協力の力点を置こうとしているのは、導入検討中の国々であることに留意し、調査内容に濃淡をつける。

（２）有識者委員会の運営支援

受注者は、協力の方向性や重点国を検討するための有識者委員会の運営を支援する。委員は５名程度とし、JICA が行政機関や大学等の研究機関から選定する。受注者は、各回委員会のアジェンダの検討を行い JICA の承認を得たのち、委員会資料を作成、事前に委員に配付する。委員会においては、業務主任者は資料内容の説明やその後のディスカッションに参加する。会場は、JICA 本部の会議室とし、オンライン参加者がいる場合は、ハイブリッドでの実施を想定している。

（３）長期研修「GX 人材育成プログラム」との連携

JICA は 2025 年度から、長期研修「GX 人材育成プログラム」にて、開発途上国において先進脱炭素技術の研究を行う人材に対して日本での研修（大学院修士又は博士課程への留学）を提供している。同プログラムの対象分野には原子力分野が含まれ、また対象国には本調査対象国の一部が含まれていることから、JICA は本調査結果を活用し、対象国における同プログラムの知名度向上と研修員のリクルーティングを図ることを計画している。そのため、本調査において、対象国の原子力技術に関する機関の情報収集は、主要な大学・研究機関やそのコンタクト先などの情報を含めること。

（４）既存の支援プログラムや日本国内の組織との連携を念頭においた JICA への提言

原子力分野においては、既に IAEA による導入支援プログラムや、日本の経済産業省・文部科学省の予算による導入・人材育成支援事業が実施されている。JICA は、今後の協力にあたっては、これら既往の事業や、既往事業に参画している組織（団体、大学、研究機関、企業等）とパートナーシップを構築することを予定している。そのため、支援についての有効なアプローチの提言にあたっては、それら事業とのデマケーションや、提案内容のそれら事業との親和性、補完性について留意すること。

（５）関係者のコンタクト情報の収集

JICA は本調査結果を踏まえ、対象国や日本国内の関係先との協議を開始することを考えていることから、本調査を通じて収集した関係先のコンタクト情報については、報告書とは別個にとりまとめ、JICA に提出する。

第４条 調査の内容

（１）インドネシア、タイ、ベトナム、マレーシア、フィリピン、インド、バングラデシュ、エジプト、南アフリカ、トルコの基礎情報の収集

以下の項目について情報収集を行う。

- ・各国のエネルギー政策／戦略における原子力の位置付け。既導入国については実施体制についての情報。検討中の国においては、これまでの検討の経緯や検討を担う主体についての情報。
- ・各国の科学技術政策における原子力技術の位置付け。国内における技術開発・人材育成の現状、研究の主体となる組織や研究者についての情報。
- ・原子炉（核燃料等の扱いを含む）及び原子力発電事業に関する各種規制の整備状況（国内法の制定や、国際条約への加盟状況）
- ・原子力発電の導入状況（既導入国においては、導入済み設備に関する情報や今後の導入計画についての情報、導入検討国においては、検討されている導入時期、炉型、他国との交渉・協力状況。原子力協定、MOU、交渉状況など）
- ・Nuclear Energy Program Implementing Organization 及び原子力規制機関の設置状況、又は設置に向けた立法化の熟度。

（２）第１回有識者委員会の開催

上記（１）で収集した情報を踏まえ、JICA の協力の方向性を検討するための第１回有識者委員会を開催する。時期については 2026 年 3 月を想定する。

（３）導入支援に向けた国際機関や関係諸国・企業の動向の整理

第１回有識者委員会の結果を踏まえ、以下の情報整理を行う。

- ・国際原子力機関（IAEA）の導入検討国への支援パッケージについての情報の整理
- ・アメリカ、イギリス、フランス、ロシア、中国、韓国による、導入支援体制についての情報（政府のみならず、ロスアトムやオラノ・EDF などの原子力関係企業による制度・人材育成・資金協力など。燃料供給やバックエンド面での支援内容についての情報も含める）

（４）第２回有識者委員会の開催と JICA への最終的な提言⁴

上記（１）～（３）を踏まえて、今後 JICA が果たしうる役割について、我が国の国の大学・研究機関や民間団体・企業との役割分担・連携という視点を踏まえて、総論及び対象国ごとの提言を行う。なお、総論では以下 3 点についての視点を含める。

⁴ 原子力技術導入の技術支援については、国際原子力機関（IAEA）が対象国の導入段階に応じてプログラムの実施している。JICA が今後本分野の協力を本格的に実施する際には、IAEA による支援との重複を避けつつ、日本の強みを生かした JICA 独自の協力内容をいかに打ち出すかという点が重要となる。そこでその点についての現時点での見通し、ないし、協力内容検討の考え方について、技術提案書で具体的に提案してください。

・ 従来炉保有国の人材育成（政策、規制委員会）、実施体制（政府と民間企業との役割・責任分担についての法規制）、導入のための資金調達的手段や実施状況を整理の上、IAEA ガイドラインとの比較

・ 従来炉と異なり、SMR の導入において人材育成、実施体制、資金調達、バックエンド対策がどのように変化すると予想されるか⁵

・ 過去のベトナムの原子力導入に対する日本の官民による支援からの教訓

なお提言内容のドラフトが出来た段階で第 2 回有識者委員会を開催し（2026 年 5 月めど）、その内容及び JICA の確認を踏まえて、ファイナルレポートを作成する。

第 5 条 報告書等

調査の各段階において作成・提出する報告書等は以下のとおり。本調査の成果品は「ファイナルレポート」とする。提出時期は目安である。

報告書等	提出時期	部数
業務計画書	契約締結後 10 営業日以内	和文のみ（電子データ 1 部）
中間報告書	2026 年 2 月末	和文のみ（電子データ 1 部）
ドラフトファイナルレポート	2026 年 5 月	和文のみ（電子データ 1 部）
ファイナルレポート	契約履行期間の末日	和文のみ（CD-R：3 枚）

別紙：報告書目次案

第 6 条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場合、発注者が受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

⁵ SMRには、事故時の安全性の向上や工場生産による建設工事の簡易化、燃料交換が数十年不要になるなどの、従来型原子炉と異なった特徴がある。そこで、SMR導入における人材育成、実施体制、資金調達、バックエンド対策が、従来炉からどのように変化すると予想されるかについての現時点での見通しについて、技術提案書で具体的に提案してください。

別紙

報告書目次案

第1章 開発途上国における原子力発電導入の現状

- (1) 総論
- (2) インドネシア
- (3) タイ
- (4) ベトナム
- (5) マレーシア
- (6) フィリピン
- (7) インド
- (8) バングラデシュ
- (9) エジプト
- (10) 南アフリカ
- (11) トルコ

第2章 国際原子力機関及び原子力導入先進国による支援の現状

- (1) IAEA
- (2) 米国
- (3) イギリス
- (4) フランス
- (5) ロシア
- (6) 中国
- (7) 韓国

第3章 JICAの原子力発電分野への技術協力の方向性への提言

- (1) 日本政府、民間が実施している協力の概要
- (2) JICAへの提言

注) 本目次案は、発注段階の案であるため、最終的な報告書の目次は、業務の結果に基づき最終確定するものとする。

**技術提案書にて特に具体的な提案を求める事項
(技術提案書の重要な評価部分)**

技術提案書の作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章「2. 技術提案書作成上の留意点」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書を参照すること。

No.	提案を求める内容	特記仕様書への該当条項
1	日本の強みを生かした JICA 独自の協力内容の検討方法	第4条 調査の内容（4）
2	SMR の導入による人材育成、実施体制、資金調達、バックエンド対策の、従来炉利用時からの変化の見通し。	第4条 調査の内容（4）

第3章 技術提案書作成要領

技術提案書を作成するにあたっては、「第2章 特記仕様書」に記載されている内容等を技術提案書に十分に反映させることが必要となりますので、その内容をよく確認して下さい。

1. 技術提案書作成に係る要件

本業務に係る技術提案書作成に際して、留意頂くべき要件・留意事項について、以下のとおりです。

(1) 業務の工程

「第2章 特記仕様書」を参照し、求められている業務の工程を確認してください。

(2) 業務量の目途

機構が想定する業務量の目途は次のとおりです。以下の数字は、機構が想定する目途ですので、競争参加者は、「第2章 特記仕様書」に示した業務に応じた業務量を算定してください。

(全体) 9.4人月(現地渡航なし)

(3) 業務従事予定者の経験、能力

評価対象者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類は以下のとおりです。

【業務主任者：(業務主任者／〇〇 格付の目安(3号))】

1) 対象国及び類似地域：全世界

2) 語学能力：英語

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。なお、類似業務経験は、業務の分野(内容)との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

※ 総合評価落札方式では業務管理グループ(副業務主任)は想定していません。

(4) 再委託

➤ 再委託は想定していません。

(5) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料

- 長期研修「GX 人材育成支援」2025 年度版 General Information (GI)

2) 公開資料

- 特になし

2. 技術提案書作成上の留意点

具体的な記載事項や留意点について以下のとおりです。

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

業務を実施するにあたっては、後述するように、当該業務に直接的に従事する各団員の経験や能力等のもとより、コンサルタント等の法人としての業務経験、法人としての業務実施体制等も業務を円滑に実施するための重要な要件ですので、本項目ではこれらを総合的に記述して下さい。

記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(1) コンサルタント等の法人としての経験・能力」を参照してください。

* 評価対象とする類似業務：原子力発電に関する各種調査

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び 2) を合わせた記載分量は、10 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記 1)、2) での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量（人月）及び担当業務従事者の分野（個人名の記載は不要）を記述して下さい（様式 4-3 の「要員計画」は不要です。なお、様式 4-4 の「業務従事予定者ごとの分担業務内容」は記載ください）。記述に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(2) 業務の実施方針等」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

4) その他

JICA からの便宜供与等に関し、業務を遂行するに当たり必要な事項があれば

記載して下さい。

(3) 評価対象者の経験・能力等

本件業務に業務主任者として従事する評価対象者の経験・能力等について記述して下さい。記述に際しては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の「I. 1. プロポーザルに記載されるべき事項」の「(3) 業務従事予定者の経験・能力」を参照してください。また、様式についても、同ガイドラインの当該様式集を使用してください。

(4) 技術提案書の形式等

技術提案書を提出する場合の体裁等は、以下のとおりとしてください。

1) 形式

技術提案書は、A4判（縦）、原則として1行の文字数を45字及び1ページの行数については35行を上限として下さい。関連する写真等を掲載する場合には、目次の前として下さい。

3. 経費積算に係る留意事項

本業務に係る経費を積算するにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」最新版を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)

(1) 報酬について

報酬単価（上限額）については、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の別添資料2「報酬単価表」の1.の「(2) 国内 業務／国内業務が主体の場合」に記載のとおり、報酬単価を定めず、直接人件費、その他原価、一般管理費等を直接積算ください。

(2) 本案件に係る業務量の目途

上記1.(2)に記載している機構が想定する業務量の目途を参照して下さい。

(3) 別見積

以下の費目については、入札金額には含めず、別見積書として作成し、「第1章 入札の手続き」の「6.(2) 提出方法」に基づき提出してください。下記に該当しない経費については、別見積として認めず、提案者負担とします。

- ・ 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの

上記の費目については、その他原価及び一般管理費等も提示ください。

その他原価及び一般管理費等の経費率は、見積書で適用した経費率を別見積でも適用ください。

(4) 定額計上について

■本案件は定額計上はありません。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

以上

別紙：技術提案書評価配点表

技術提案書評価配点表

評 価 項 目	配 点
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)
(1) 類似業務の経験	6
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)
ア) 各種支援体制（本邦／現地）	3
イ) ワークライフバランス認定	1
2. 業務の実施方針等	(70)
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	65
(2) 作業計画等	(5)
ア) 要員計画	－
イ) 作業計画	5
3. 業務従事予定者の経験・能力	(20)
(1) 業務主任者の経験・能力	(20)
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者／〇〇</u>	(20)
ア) 類似業務等の経験	10
イ) 業務主任者等としての経験	4
ウ) 語学力	4
エ) その他学位、資格等	2